

和光市みなみ保育園給食調理業務委託事業者選定委員会設置要領

(目的)

第一 この要領は、和光市みなみ保育園給食調理業務の委託事業者を選定するための手続きに関して、必要な事項を定める。

(選定委員会の設置)

第二 公募型プロポーザル方式による委託事業者の選定のため、和光市みなみ保育園給食調理業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第三 選定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 公募型プロポーザル方式により委託事業者を選定し、その結果を市長に報告すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、事業者の選定に当たり市長が必要と認めること。

第四 委員は別表に掲げる者とする。

- 2 委員の任期は、市長が任命した日から、市長が委託事業者を選定した日までとする。

(選定委員会の委員長)

第五 選定委員会に委員長を置き、子どもあんしん部長をもってこれに充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第六 選定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときには、委員以外の者に対し、出席を求め、資料の提出、説明又は意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

(委員の責務)

第七 委員は、公平かつ公正に審査及び評価を行わなければならない。

- 2 委員は直接であると間接であるとを問わず、事業者の募集に応募しようとする者及び応募者並びにその関係者と接触してはならない。
- 3 委員は、職務上知り得た情報を他に漏らしてならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第八 選定委員会の庶務は、子どもあんしん部保育施設課において処理する。

(委任)

第九 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附則

- 1 この要領は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 この要領は、市長が事業者を選定した日限り、その効力を失う。

別表 選定委員会を構成するもの

子どもあんしん部長
保育施設課長
みなみ保育園長
保育センター所長
保育センターに所属する管理栄養士の職にある者